

「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施について」に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

平成28年12月5日（月）～平成29年1月13日（金）まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施について」に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、1人より2件の貴重なご意見をいただきました。

これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

◆分類について

変更	ご意見を受けて計画（構想、指針、条例など）に変更を加えました。	0件
包含	ご意見の趣旨等は計画（構想、指針、条例など）に含まれています。	0件
参考	ご意見の趣旨等は計画（構想、指針、条例など）に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。	2件
その他	ご意見につきましては、計画（構想、指針、条例など）に反映しないものとします。	0件

番号	分類	ページ	ご意見（の概要）	市の考え方□
1	参考	5	<p>一人暮らし宅への「訪問型サービス B 事業」では専門職でない「人」の派遣は、プライバシーを含めて検討する必要があると思います。（責任はどこが担うのですか？）研修を受けたからで解決する問題ではないと思います。</p> <p>訪問型サービスは、専門職の立場から見えることが提起できて「重症化」を防ぐ具体的な対症ができるのではないのでしょうか。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）では、利用者ご本人の状態やニーズに沿ったケアマネジメントを行い、適正なサービス類型を決定する流れとなります。</p> <p>住民・ボランティア等が主体となって実施する「訪問型サービス B 事業」は、既存のホームヘルプサービスでは制度的に行えなかった「お手伝い作業」など、単発的で軽易なサービス内容をおもに想定しています。従って、貴見で想定されているような「重症化」の懸念があり、専門性を要するケアが必要なケースについ</p>

				<p>ては、「サービス B」ではなく、「現行相当サービス」の利用をマネジメントすることとなります。</p> <p>また、「サービス B」の実務者については、専門資格を求めています。また、これらを従事者として事業を実施する団体・組織は、事業主体として従事者を育成するとともに、業務上の責任を負うこととなります。</p>
2	参考	全体	<p>河内長野市として、住み慣れた地域で暮らしていくためにも「地域包括ケアシステム」を構築するとしていますが、現在の3ヶ所ではあまりにも対象者が多すぎます。日常生活圏と同じ「センター」設置数こそ早急に確立すべきです。費用は掛かるとは思います。が、いまこそ、どこにお金をかけるべきかご検討ください。</p>	<p>「地域包括支援センター」は、地域の高齢者の総合的な支援を担う組織であり、利用者の自宅等への訪問など「アウトリーチ」による支援を基本としています。</p> <p>現在、市内3ヶ所にセンターを設置していますが、各センターとも法定基準でいう2ヶ所分以上の人員体制を整備しているため、各日常生活圏域を担当する機能は整っているものと考えています。</p> <p>今後とも、高齢者数の増加など情勢の変化に応じた適正なセンター設置体制に努めてまいります。</p>

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 保健福祉部 いきいき高齢・福祉課

0721-53-1111